



産業建設課 お知らせ

お問い合わせは、下記まで。
産業振興班(☎63・3806)
建設班(☎63・3804)

屋外広告物を設置する場合は設置許可等の申請が必要です

和歌山県では「良好な景観を形成」「風致の維持」「公衆に対する危害の防止」を目的に屋外広告物について、必要な規制を行うため、屋外広告物法に基づく和歌山県屋外広告物条例を制定しています。

平成18年4月1日から屋外広告物の設置の許可に関する事務等、県条例に基づく事務の一部を町が行うことになっています。

法令や条例の規定によるものおよび公職選挙法による選挙活動のためのもの等は適用除外となりますが、その他、一般広告物だけでなく、家用広告物等についても対象となります。許可

地域および禁止地域内で屋外広告物を設置するためには、一定の基準を満たし、許可を受ける必要があります。

◆屋外広告物とは

- ①常時または一定の期間継続して表示されるもの
 - ②屋外で表示されるもの
 - ③公衆に表示されるもの
 - ④看板、立て看板、はり紙およびはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、または表示されたもの並びにこれらに類するもの
- (具体例)
- ・はり紙・はり札・壁面広告・案内広告・旗・のぼり・屋上広告・街頭柱添架広告・独立広告・アドバルーン・突出広告・電柱広告・立て看板・アーチ添架広告・広告幕・電光表示広告など

◆許可地域

屋外広告物の表示または掲出物件を設置するのに許可が必要な地域(禁止地域を除く日高町全域・第2種地域)

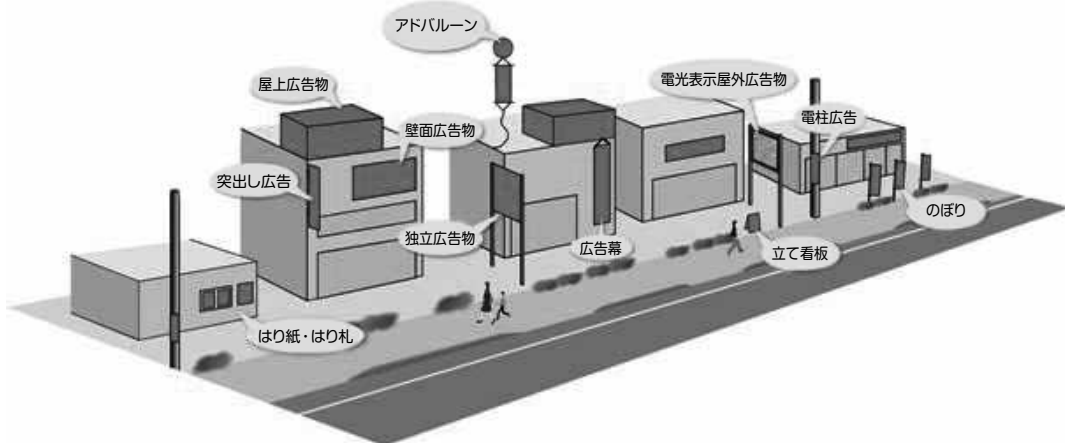
◆禁止地域

原則として、屋外広告物の表示または掲出物件を設置することができない地域(一般国道42号線(東光寺交差点から由良町までの間)等)

◆屋外広告物を設置する前に

- ①表示しようとする広告物が禁止広告物に該当するものではないか、広告物を表示しようとする物件が禁止物件ではないか確認しましょう。
- ②適用除外の基準を満たすか確認しましょう。
- ③広告物を表示しようとする地域が禁止地域でないかを確認しましょう。
- ④広告物を表示しようとする地域が許可地域である場合、表示しようとする広告物の大きさや表示方法等が許可の基準に適合しているか、検討する必要があります。

詳しくは、産業建設課建設班
(☎63・3804)まで。



※左図のようなものを屋外広告物といいます

セイヨウミツバチ ニホンミツバチを 飼育されている方へ

ミツバチの飼育には、原則、毎年1月中旬に県知事へ「蜜蜂飼育届」の提出が必要です。以下の通り必ずご提出ください。

●提出期間

1月1日～1月31日

(土日、祝祭日、閉庁日を除く)

●提出先

・日高振興局農業水産振興課
(御坊市湯川町財部651
日高総合庁舎内)

または

・日高町役場産業建設課

※届出を怠った場合には、10万円以下の過料を支払わなければならない場合があります。

●お問い合わせ

日高振興局農業水産振興課
(☎24・2626)

参考

様式ダウンロード先 和歌山県庁畜産課HP
http://www.pref.wakayama.lg.jp/
(各種申請届出手続きについて)
pref/g/070400/mitubachishikiutodoke.html

※「和歌山県 蜜蜂飼育」で検索できます。

防護柵設置支援 事業のご案内

町では、農家の方々が農作物を鳥獣害から守る目的で、電気柵・トタン柵などの設置に係る資材費の一部を予算の範囲内で補助します。

「防護柵設置支援事業」

町内の農家の方が、田畑に電気柵、トタン柵などを設置する場合は、補助の対象となります。補助額は、事業費の3分の2以内です。

令和3年度において、これらの事業を希望される農家の方は、12月25日(金)までにお申し込みください。

詳しくは、産業建設課産業振興班(☎63・3806)まで。



太陽福祉会から「資源回収」のお知らせ

社会福祉法人太陽福祉会「ワークステーションひだか」では、下記の日程で資源回収を行います。

お手をかけますが、下記指定の収集場所へお出してください。

ワークステーションひだか(中紀地域職業訓練センター内)に直接お持ち頂いても結構です。

なお、ペットボトルにつきましては、プラスチックごみが深刻な海洋汚染につながると世界的に問題となり、流通がストップしたため、回収できなくなりました。ご迷惑をおかけしますが、ご理解、ご協力をよろしくお願いします。



●とき **12月13日(日)**
8:00-13:00
(小雨決行・9時より収集開始)

●収集物 新聞 雑誌(古書含む)
段ボール
アルミ缶・スチール缶



●収集場所(内原)

・池田公民館前
・東光寺公民館前
・内ノ畑公民館前
・旧農協原谷支所北
・小中作業所前
・高家北集会場前
・高家南集会場前
・萩原公民館前
・前川運輸第2車庫横
(旧坂中木工所三叉路付近)
・荊木公民館裏
・紀伊内原駅南駐車場

●収集場所(志賀)

・旧上志賀バス停付近
・大原橋付近
・志賀小北 おろす橋東町有地
・下志賀コミュニティセンター
・川上重信氏宅三叉路付近
・谷口文化会館
・柏コミュニティセンター横

(お問い合わせ)
社会福祉法人 太陽福祉会
ワークステーションひだか
(☎20・5179)